

平成25年 2 月

京都地方税機構議会定例会会議録

平成25年2月 京都地方税機構議会定例会会議録目次

会期1日間（平成25年2月16日）

○ 第 1 号（2月16日）

1	出席議員氏名	4
1	欠席議員氏名	5
1	議事日程	5
○	植田議長開会宣告	6
○	中山広域連合長のあいさつ	6
1	議員異動報告	7
1	例月出納検査結果報告及び監査結果報告	7
1	出席要求理事者報告	7
1	議席の指定	7
1	会議録署名議員の指名	7
1	会期決定の件	7
1	第3号議案	7
1	第3号議案、同意	8
1	第4号議案	8
1	第4号議案、同意	9
1	第1号議案及び第2号議案	9
○	中山広域連合長の提案理由説明	9
1	一般質問	
○	岩崎宗雄議員の質問及び中山広域連合長の答弁	10
○	加味根史朗議員の質問並びに岩瀬事務局長及び山田事務局業務課長の答弁	13
○	宮本繁夫議員の質問並びに中山広域連合長及び岩瀬事務局長の答弁	18
1	第1号議案及び第2号議案	23
○	飯田薫議員の討論	23
○	森田喜久議員の討論	24
1	第1号議案及び第2号議案、可決	24
1	議第1号議案	25

1 議第1号議案、可決	25
○植田議長閉会宣告	25

○ 上 程 議 案

議案番号	件 名	議決結果
議第 1 号	京都地方税機構議会会議規則一部改正の件	原案可決
第 1 号	平成25年度京都地方税機構一般会計予算	〃
第 2 号	平成24年度京都地方税機構一般会計補正予算（第 1 号）	〃
第 3 号	副広域連合長の選任について同意を求める件	同 意
第 4 号	監査委員の選任について同意を求める件	〃

平成25年2月京都地方税機構議会定例会会議録第1号

平成25年2月16日（土）午後2時00分開会

○出席議員（31名）

植田	喜裕	君
村田	正治	君
巽	昭	君
上村	崇	君
加味根	史朗	君
村井	弘	君
大谷	洋介	君
西村	正之	君
村上	宣弘	君
宮本	繁夫	君
浅井	厚徳	君
小田	彰彦	君
木曾	利廣	君
飯田	薫	君
中村	栄仁	君
綿谷	正巳	君
喜多	進	君
谷口	雅昭	君
村田	正夫	君
島野	均	君
山本	圭一	君
戸川	和子	君
岡田	久雄	君
垣内	秋弘	君
西村	典夫	君
岩崎	宗雄	君
森田	喜久	君
梅本	章一	君
梅原	好範	君
奥野	良一	君
赤松	孝一	君

○欠席議員（1名）

橋本宗之君

○議会事務局

議会事務局長

後安剛児

○地方自治法第121条の規定による出席要求理事者

広域連合長

中山 泰

副広域連合長

木村 要

副広域連合長

太田 昇

事務局長

岩瀬 充

事務局次長兼総務課長兼会計管理者

蒲原 功

事務局業務課長

山田 義信

事務局法人税務課長

大井 充

事務局業務課参事

松本 義男

事務局業務課参事

植西 恵美

事務局法人税務課参事

住田 淳志

議事日程（第1号）平成25年2月16日（土）午後2時開議

- 第1 諸報告
- 第2 議席指定の件
- 第3 会議録署名議員指名の件
- 第4 会期決定の件
- 第5 第3号議案
- 第6 第4号議案
- 第7 第1号議案及び第2号議案（広域連合長説明）
- 第8 一般質問
- 第9 第1号議案及び第2号議案（質疑・討論・採決）

以上

○議長（植田喜裕君） これより平成25年2月京都地方税機構議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（植田喜裕君） 日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

久保田勇前広域連合長の任期満了による欠員に伴い、去る1月11日に執行されました広域連合長選挙の結果、中山泰氏がご当選になり、同日付けをもって広域連合長に就任されました。

この際、中山広域連合長から就任のご挨拶の申し出がありますので、発言を許可いたします。中山広域連合長。

〔広域連合長中山泰君登壇〕

○広域連合長（中山泰君） 皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました中山でございます。

本日ここに、平成25年2月京都地方税機構議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様にはお忙しい中、また、土曜日にもかかわらずご参集賜りました。本当にありがとうございます。一言、就任及び開会のご挨拶をさせていただきたいと思っております。

私こと、税機構発足以来、副広域連合長として務めさせていただいたところでございますけれども、今、議長からございましたように、昨年12月18日、久保田前広域連合長が任期満了に伴う退任をされたことによりまして、この1月11日、各構成団体の長の皆様からのご推挙、選挙により、広域連合長に就任をさせていただくこととなりました。たいへんお世話になりますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

この間、機構としていろんな成果を出してきておる訳でございますけれども、これもひとえに植田議長はじめ、議員各位の皆様のご指導やご支援、そして構成団体の皆様のご協力、そして何より納税者の皆様の理解と一層の信頼。こういったものに、山田広域連合長、久保田広域連合長はじめ、機構の役職員あげて、一丸となって力を結集して取り組んできたゆえんであると、全ての関係者の皆様に心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

これからまたいよいよ地方の時代ということで、地域が主体的な取り組みをして、そして、地方が日本の活力を創っていくんや、ということがますます求められる。そういう時代だと思っておりますけれども、それが故にも、行政を根幹になって支えているのが、税務行政。その公平公正の丹誠と、さらには納税行動を通じて納税者・住民の皆様がまちを支える、そんな思いと意識の醸成。そしてそれを通じて更に納税が促進される、そういう循環。それが大切やというふうに思います。

そういった責任ある主体性あるまちづくりを支える納税モラルの向上ということがこれからの時代に求められている中で、本機構に寄せられる期待、果たすべき役割というものはますます高まってきていると思っております。

私として責任の重さを率直に感じながら引き続き構成団体の皆様のご協力、そして副広域連合長の皆さんはじめ機構の全ての役職員の皆さんと力を合わせて、私自身はたいへん微力ではございますけれども、全力を挙げてこの尊い任務の遂行に尽くしてまいりたいと思っております。

就任にあたりまして、植田議長はじめ、議員各位の皆様のますますのご指導とご支援を心

からお願い申し上げまして、就任と開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。
どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（植田喜裕君） これより日程に入ります。日程第1「諸報告」。

まず、議員の異動報告を行います。田中修君、西村典夫君の議員の任期満了に伴い、笠置町議会から西村典夫君が引き続き選出され、宇治田原町議会から垣内秋弘君が新たに選出されましたので、ご報告いたします。

また、高橋輝君、小泉興洋君から一身上の都合により機構議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条ただし書きの規定により許可いたしましたので、ご報告をいたします。

高橋輝君、小泉興洋君の辞職に伴い、綾部市議会から村上宣弘君、大山崎町議会から山本圭一君が新たに選出されましたので、ご報告をいたします。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告6件及び定期監査結果報告が参っており、その写しをお手元に配布しておきましたので、ご覧おき願います。

最後に、出席要求理事者の報告であります。当局へ要求し、その写しをお手元に配布しておきましたので、ご覧おきを願います。

○議長（植田喜裕君） 次に、日程第2「議席指定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。今回選出されました村上宣弘君、山本圭一君、垣内秋弘君、西村典夫君の議席を別紙お手元に配布の議席表のとおり指定いたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（植田喜裕君） ご異議なしと認め、さよう決めます。

○議長（植田喜裕君） 次に、日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は会議規則第100条の規定により、私から宮本繁夫君及び岡田久雄君を指名いたします。以上の御両君にお差し支えのある場合には、次の号数の議席の方をお願いをいたします。

○議長（植田喜裕君） 次に、日程第4「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（植田喜裕君） ご異議なしと認め、さよう決めます。

○議長（植田喜裕君） 次に、日程第5、第3号議案「副広域連合長の選任について同意を求める件」を議題といたします。

議案を朗読させます。後安議会事務局長。

〔議会事務局長後安剛児君朗読〕

第3号議案

副広域連合長の選任について同意を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第162条の規定により、下記の者を副広域連合長に選任することについて同意されたい。

平成25年2月16日提出

京都地方税機構
広域連合長 中山 泰

記

河井規子

○議長（植田喜裕君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております第3号議案については、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（植田喜裕君） ご異議なしと認め、直ちに採決いたします。

採決の方法は挙手によります。

第3号議案「副広域連合長の選任について同意を求める件」を原案どおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（植田喜裕君） 挙手全員であります。よって、河井規子君の副広域連合長選任に同意することに決しました。

○議長（植田喜裕君） 次に、日程第6、第4号議案「監査委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。

議案を朗読させます。後安議会事務局長。

〔議会事務局長後安剛児君朗読〕

第4号議案

監査委員の選任について同意を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第196条第1項の規定により、下記の者を監査委員に選任することについて同意されたい。

平成25年2月16日提出

京都地方税機構
広域連合長 中山 泰

記

山本圭一

○議長（植田喜裕君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております第4号議案については、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（植田喜裕君） ご異議なしと認め、直ちに採決いたします。

採決の方法は挙手によります。

なお、本件につきましては地方自治法第117条の規定により関係議員は除斥することになっておりますので、山本圭一君の退場を求めます。

〔山本圭一君退場〕

○議長（植田喜裕君） それでは、山本圭一君の監査委員選任に同意することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（植田喜裕君） 挙手全員であります。よって、山本圭一君の監査委員選任に同意することに決しました。

〔山本圭一君入場〕

○議長（植田喜裕君） 次に、日程第7「第1号議案及び第2号議案」の2件を一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。中山広域連合長。

〔広域連合長中山泰君登壇〕

○広域連合長（中山泰君） それでは、第1号議案及び第2号議案につきまして、一括してご説明申し上げます。

まず、第1号議案「平成25年度京都地方税機構一般会計予算」につきましてご説明申し上げます。

本予算案につきましては、来年度で業務本格開始から4年目となる滞納整理業務及び今年度から開始いたしました法人関係税課税事務の執行、並びに課税事務共同化の検討を進めていくために必要となる人件費と事務経費を計上しております。

来年度は、歳入歳出予算総額を19億9,172万円としておりまして、歳入は、各構成団体からの負担金収入等でございます。

歳出の主なものは、各構成団体からの派遣職員の人件費負担金に14億6,475万円、業務運営費に1億8,113万円、共同徴収支援システム運営費に8,173万円を計上しております。

次に、第2号議案「平成24年度京都地方税機構一般会計補正予算（第1号）」につきましてご説明申し上げます。

補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億4,298万円を増額し、予算総額を23億6,720万円とするものでございます。

今回の補正は、各構成団体からの派遣職員の人件費や業務運営費等につきまして、ほぼ最終的な見通しを得ましたので、年度末までの予算執行上必要なものにつきまして追加補正を

するものでございます。

以上のとおり提案いたしますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（植田喜裕君） 次に日程第8「一般質問」を行います。

通告により、順次発言を許可いたします。

まず、岩崎宗雄君に発言を許します。岩崎宗雄君。

〔岩崎宗雄君登壇〕

○岩崎宗雄君 皆さんこんにちは。和束町議会選出の岩崎でございます。通告いたしております件につきまして質問をさせていただきます。

先に執行されました広域連合長選挙におきまして、機構設立当初から副広域連合長を務めてこられました中山泰氏が、26構成団体の全ての長の総意としてこの機構行政を担っていたことになりました。

私もまた、機構設立当初から和束町議会の代表として機構議員を務めているところでございますが、この機構議会の場で議論することはもちろん、日々機構行政にしっかりと向き合っており、機構議員の職責を果たすことで、引き続き、この取り組みを支えていきたいと思っております。どうかよろしくお尋ねいたします。

それでは、機構行政の基本方針についてお尋ねいたします。

この機構は、歴代の広域連合長が繰り返し述べてこられたとおり、広域連合という組織を通じて26の構成団体が一体となって、力を合わせて業務を行うことで納税者の利便性の向上、公平・公正な税務行政の実現、そして、効率的な税務行政の執行を目指すものであり、広域連合長が交替したとしても、この基本方針は変わらないものと理解しておりますが、今回、改めて広域連合長の所信をお尋ねしたいと思っておりますので、簡潔明瞭なる答弁をお願いいたします。

まず、徴収業務に関してであります。機構設立によって徴収業務が一本化されたことで納税窓口が整理され、またコンビニでの納付が可能となるなど、納税者の利便性の向上が図られる一方、徴収業務の本格開始から3年目に入り、滞納整理が進むことで公平・公正な税務行政がより一層確立されてきているものと考えております。

機構設立前から、強権的で一方的な滞納処分が行われるのではないかと等々の批判があり、業務開始後もこの機構議会において、繰り返し同様の質疑がされております。

税の徴収については、滞納者に対する厳正な対応がなければ、まさに納期内の納税者がばかを見ることになってしまいますが、一方で、個々の実情に即した丁寧な対応もまた必要であります。

しかしながら、このような徴収業務の全面的な共同化は、全国的にも初めての取り組みであり、また、組織が大きくなれば第一線の現場の隅々まで情報や方針が十分に行き渡らず、トラブルや行き違いの発生などといったことも多々あったものと考えております。

そこで、業務開始から現在までの徴収業務の状況をどのように評価し、そして今後どのように臨んでいかれるのか、徴収現場の第一線を束ねる総責任者としての基本的なお考えをお伺いいたします。

次に、2点目は課税事務の共同化に関してお尋ねいたします。一部に課税自主権を侵害するとの主張が根強く言われておりますが、課税自主権とは、地方公共団体が自らの意思・判断により条例で独自の仕組みをつくることであり、課税事務の全てを当該自治体の運営で賄うことではないと思っております。

課税の仕組みをつくる権限はこの機構にはなく、それぞれの構成団体の権限であることは明らかであり、そのことを前提として、機構では、事務作業のみを行うものであるとされているところであります。

また、事務執行に際しては、住民・納税者の皆さんの税金を効率的に無駄なく使うということもまた当たり前のことであります。

従いまして、それぞれ構成団体の仕組みに沿った事務を共同して行うことで経費削減等の効率的な執行を行っていくことが機構の役割であると私は理解しております。

そうした考えのもとで、今回の法人関係税の共同化が開始され、申告一括受付のような納税者の利便性の向上を実現するということには、何ら異議を差し挟む余地のないものであります。

そこで、この4月から新たに開始された法人関係税課税事務について、現時点でどのように評価されているのか。また、今後、その他の課税事務の共同化について、どのように取り組んでいかれるのか、基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

以上、答弁よろしくお願いをいたします。

○議長（植田喜裕君） 中山広域連合長。

〔広域連合長中山泰君登壇〕

○広域連合長（中山泰君） ご質問ありがとうございます。大きく2ついただいたかと思えます。

まず、徴収業務の評価ということでございます。これは、共同化の前後を比較するような形で申し上げたいと思うんですけれども、共同化の前は、京都府それから市町村の全26団体がそれぞれ人知を尽くして滞納整理の努力をされていたということでございまして、それに応じてもちろん、相応の一定の成果が出ていたと思うんですけれども、他方でそれぞれの団体の体制上の規模の制約ですとか、ノウハウの蓄積がどうかということですし、あるいは、納税者の顔が見えるそんな距離の近さに起因するような事実上の問題ですとか、そういった課題を抱えていてですね、更なる徴収の増ということについては、そういった課題があったということでございます。

そんな中で今回、共同化を図ったということで、そういった課題が相互に補完をしながらということはもちろんでありますけれども、我々として大切にしてきたのは、こういう強い権限を持った専門機関でありますので、納税者の皆さんの理解と信頼、こういったものを十分、ここに配慮してやらないといけないというような思いの中で、まずは、しっかりとした機構としての基本方針ですね、これを出していこうと。これは、大原則でありますけれども御案内のとおり、払いたくても払えない方がいる、他方で払えるんだけど払わん人がある。このところの峻別、見極めというものをしっかりして、そして、そういった方針を打ち出して税務行政の公平・公正の発展に寄与していこうと。こういう大きな基本方針をしっかりと

と出しながら、同時に役職員が研修、あるいは実務を通じてそうした方針の徹底を今も図っておるところでございます。

その結果、着実な数字としての効果も出てきているというふうに評価しております、平成23年度は市町村総計の徴収率、共同化前より0.9ポイントアップをした、延滞金収入も2.2倍、平成24年度は12月末現在でございますけれども、機構の収納率も前年同期と比べ、1.9ポイントアップをしてきているというような状況でございます。

かように総じて言って各団体通じて税収の増につなげてきているというような状況、これは、納税の公平・公正あるいは納税モラルの向上、こういったことに寄与している実態が見て取れると思いますし、なんと言っても大切なのは納税者の皆様の利便、こういったことを考えたときに共同化によって税の窓口が、機構と国税のふたつになり、納税者の皆さんが総合的な納付計画を立てる便宜に繋がっているということでございまして、機構設立の目的が着実に前進をしているという評価をしております。

今後とも納税者との信頼関係、このことを大切にしながら、共同化メリットをますます出せるように業務執行体制の工夫、業務方法の工夫を通じまして、所期の目的の達成に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、法人課税事務の共同化についてでございますけれども、これについても若干まだ1年経過していないという段階でございますけれども、概ね当初予定どおりの成果を挙げつつあると考えております。具体的には、事務の内容としては御案内のとおり、構成団体において調定等の意思決定をしていただく。その前提の上でその他の全ての事務について、申請を一括で受けたり、入力、審査の事務を機構でさせていただいている訳でございますけれども、こういう形というのは、全国的にも初めてやということもありまして、委託させていただいている業者の皆さんにとっても初めてという中で、不効率とか処理の一定の遅延といったことがあった訳ではございますけれども、これも今や乗り越えながら解消して、現在安定的に事務処理を進めているところでございます。

成果としては、まず第一に納税者の申告利便の向上ということが当然認められる訳でございますし、同時に未登録法人の捕捉ということがございました。それを申告指導することによってかなり増収も得られたということもございました。そして何より業務執行体制がスリム化をされるということで、これは年度途中で正確な数字は出せないんですけれども、概ね1億円程度の経費削減の効果があるという試算をしております。

今後につきましては、こうした法人税の事務に加えまして、当面、個人関係税、資産関係税、自動車関係税の事務の共同化について、検討を進めているところでございます。これらは各構成団体にとって基幹税目ですし、いろんな事務処理も複雑多岐にわたるということで課題がかなり重いんですけれども、今、ワーキンググループをつくりまして、役割分担の案を出しまして検討いただいているところでございます。

これから体制の問題、費用対効果の問題などを含めて検討を進めて、何より、構成団体の皆さんとお話をよく承りながら、合意形成をしてまいりたいと思っておるところでございます。しっかりと進めて参りたいと思っております。

○議長（植田喜裕君） 岩崎宗雄君。

○岩崎宗雄君 ただいま、連合長から機構行政の基本方針につきまして誠意ある答弁をいただいたと思っております。本機構の徴収業務の本格開始から3年になるわけですが、今後も個別事案に対応した迅速な滞納整理を進めていただきたいと思います。そしてまた、課税事務共同化についても、構成団体と連携を図りながら業務を進めていただくことを期待をいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（植田喜裕君） 次に、加味根史朗君に発言を許します。加味根史朗君。

〔加味根史朗君登壇〕

○加味根史朗君 日本共産党府議会議員の加味根史朗でございます。私は、平成24年度の徴収業務の取組状況について質問をいたしたいと思っております。

滞納整理につきましては、自分の事情を聞かれなくて一方的に差し押えられた、あるいはもっと丁寧なやり方をしてほしいという苦情を多く聞いているところでありまして、厳しい生活の中で税金をきちんと納められない事情、あるいはそんな皆さんがふえてきているのが実態だと思っております。

やはり、一人一人の事情を丁寧に聞きながら納税を呼びかける、こういう取り組みが大切ではないかと痛感をしております。また、遠回りのようだけれども、そういう丁寧な対応が納付を進めていく可能性を高める、そういう状況を確実にしていくことにもつながっていくのではないかと考えているところでありまして、徴収業務の取組状況について改めて幾つかの角度からお聞きをしたいと思っております。

まず、電話による納付督促についてであります。案件を引き受け後に文書催告を行って、その後、催告センターにおいて電話で納付の呼びかけが実施をされております。平成24年度の1年間に1万5,308件の電話をかけて、6,921件の通話ができたと報告をお聞きしていますが、まずその効果をどのように考えておられるのかお聞きをしたいと思っております。

○議長（植田喜裕君） 山田業務課長。

〔事務局業務課長山田義信君登壇〕

○事務局業務課長（山田義信君） ただいまご質問をいただきました電話による納付の呼びかけでございますけれども、機構の事務局に設置しております催告センターにおきまして、比較的少額の案件について早期に解決を図るという趣旨で、滞納額30万円以下の新規滞納案件について電話による納付の呼びかけを行っているものでございます。

この効果についてでございますけれども、いまだ年度の途中でございますので、数値としては手元に持っておりませんが、手応えをいたしましては、やはり電話をかけさせていただきますと、あ、忘れておったというケース、あるいは早期に払いますといった反応をいただいております。電話による早期の解決ということがやはり一定の成果を見ておるだろうという受け止めをしております。以上でございます。

○議長（植田喜裕君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 電話による効果があるというお答えでありましたが、その後、地方事務所で滞納案件の整理の取り組みをされているんですが、地方事務所では電話をするような取り組みをされているのかどうか。もし、その実績、数字がわかれば、電話をかける対象の件数だとか、実際に電話をかけた件数だとかをお教え願いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（植田喜裕君） 山田業務課長。

○事務局業務課長（山田義信君） 各地方事務所におきます納税催告につきましては、具体的には電話、あるいは面談、文書と、それぞれケース・バイ・ケースで対応しております、ご質問のありました電話での催告件数の統計はとっておりません。以上でございます。

○議長（植田喜裕君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 催告センターでの電話の効果のお話がありましたが、実際に滞納をされている長い本当に困難なケースについても電話で呼びかける効果はあるという理解をしたらいいのでしょうか。

○議長（植田喜裕君） 山田業務課長。

○事務局業務課長（山田義信君） 我々が滞納整理を行う上では、この議会でも繰り返し答弁申し上げておりますとおり、個別案件、個別事情に応じまして、最も効果的な手法を用いることといたしております。したがって、今、ご質問いただきましたように期間が長い、短いでありますとか、あるいは額のことだとかで一概に電話の効果というものははかれないものと存じております。以上です。

○議長（植田喜裕君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 一概にははかれないということではありますが、効果もあると受け止めてもいいのかなというふうにも思いますが、電話をすることによってそういう困難とも思えるようなケースでも相談ができるようになったり、あるいはその人との人間関係が生まれて、分納につながったりというふうにつながるのではないかと思うんですけれども、そんなケースは生まれているのでしょうか。どうですか。

○議長（植田喜裕君） 山田業務課長。

○事務局業務課長（山田義信君） 先ほども申し上げましたとおり、滞納整理は、相手方の財産状況でありますとか、生活実態、そのようなものを把握した上で、滞納処分を執行するのか、あるいは任意の納付を引き続き求めていくのか、その辺の見極めを行うものでございますので、おっしゃっておられます電話での催告等も、もちろん滞納整理を進める中での手法として用いているところでございます。以上です。

○議長（植田喜裕君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 電話、あるいは面談、一人一人の事情に則した丁寧な対応と、先ほども議員がその点は指摘をされていましたが、これはいろんな取り組みを通じてそういう姿勢で取り組んでいただくようお願いをしたいと思います。

それで、具体的な滞納整理についてなんですが、滞納処分の停止件数は何件あったのか、どれだけの金額なのか。滞納処分の停止理由はどういう状況なのか、その内容についてお伺いいたします。

○議長（植田喜裕君） 山田業務課長。

○事務局業務課長（山田義信君） 平成24年4月から12月までの実施分についてご説明申し上げます。まず、滞納処分執行停止決議を行ったものは、全部で3,556人。本税額に直しますと、5億6,203万6,000円でございます。この事由別内訳でございますが、地方税法第15条の7第1項第1号、これは滞納処分することができる財産のないとき、いわゆる無財産でご

ございますが、これが滞納者数で2,561人。本税額で3億9,366万6,000円でございます。同項第2号、滞納処分することによって生活を著しく窮迫させるおそれがあるときに該当しますものが、人数で680人、本税額が1億2,441万2,000円。同項第3号、滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるときに該当しますものが、人数で315人、本税額で4,395万8,000円でございます。以上です。

○議長（植田喜裕君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 あわせて、納税猶予の実績がありましたら、教えてください。

○議長（植田喜裕君） 山田業務課長。

○事務局業務課長（山田義信君） 同じ期間の数値を申し上げます。地方税法第15条によります徴収猶予の決議を行ったものが、人数で4人。本税額で73万7,000円。それから、第15条の5によります換価の猶予の決議を行ったものが人数35人、本税額1億1,099万円でございます。以上です。

○議長（植田喜裕君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 滞納処分の停止につきましても、納税猶予の点につきましても、やはりその人の事情を詳しく聞く、あるいは調査する中で適切に執行することが必要だと思っております。先ほども面談というお話がありましたが、面談ということは訪問、あるいはその人に来ていただいてということだと思うんですけれども、訪問をしての面談というのはどれぐらいあるのでしょうか。

○議長（植田喜裕君） 山田業務課長。

○事務局業務課長（山田義信君） 数字としては把握いたしておりません。以上です。

○議長（植田喜裕君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 困難なケースほど、やはり直接訪問をして話し合うことが必要ではないかと思いますが、その必要性についての認識はいかがですか。

○議長（植田喜裕君） 山田業務課長。

○事務局業務課長（山田義信君） 先ほどの電話もそうでございますけれども、あくまでも滞納整理を進めるに当たっては、個別事情に則して最も効果的な手法を用いております。事案によっては電話、事案によっては面談、事案によっては文書等で行うことといたしております。以上です。

○議長（植田喜裕君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 手法はそうなのですが、精神として、やはり納税者に納得をしていただいて、差押えを執行すると。あるいは、執行を停止するということにつながるわけだと思いますが、その本人の理解なり納得なり、そういうものを進めていくという、そこがやっぱり精神として大事じゃないかと思いますが、そういう姿勢は当然あるんだろうと思うんですけれどもどうですか。確認をしておきたいんですが。

○議長（植田喜裕君） 山田業務課長。

○事務局業務課長（山田義信君） まず、滞納整理の基本的なスタンスなんですけれども、まずもって納期限内に納付された方との公平を図りたいというのが我々徴税吏員の基本的な考え方でございます。その中で、相手方に対して理解と納得というお話でございますけれども、

相手方になぜこのような処分をするのかということは、納税通知書でも通知させていただいておりますし、督促状でもご本人のほうに送達させていただいております、当然法の中で定められておることをございますので、きちんと手順を踏んでおります。加えてケース・バイ・ケースで文書、あるいは口頭なりでもお知らせをする中で、滞納処分でありますとか、あるいは場合によっては滞納処分の停止ということに運んでいくことと心得ております。以上です。

○議長（植田喜裕君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 一般論はそうだと思うんですけども、個々のケースでは家族が病気であるとか、あるいは入院中であるとか、いろんなケースがあるわけですね。そんな生活困窮で納められないという中で、督促状が来てもなかなか相談にも行けなかったり、あるいは払えなかったりということになったりするケースもあるわけですので、やはり個々の事情をしっかりと踏まえて適切に対応するということがぜひ貫いてやっていただきたいと思っています。

それで、督促状という話もありましたが、差押えについて、知らない間に勝手にやられているという批判の声が非常に多いわけなんです、これ、実際には。それで、差押えというのはそもそもそんなものだと思いますけども、ある程度事前に差し押えることもありますよと、差押えを通告するというようなことは、これは国税庁の文書によると差押通告書というものがあったり、地方税機構が出している滞納整理事務処理の運用指針の中にも差押通知書の送達という言葉もあるんですが、そういうものは事前に差押えをするときに通知書を出すようなことはされているんですか。

○議長（植田喜裕君） 山田業務課長。

○事務局業務課長（山田義信君） 只今の議員のご質問の用語の意味はちょっと置かせていただきます、趣旨は、差押えの前に事前に予告を行うかどうかだというご質問かと思しますので、そういう前提でお答え申し上げます。

基本的に、差押えをするときに事前に通知を送るということは法定の要件にはなっておりません。しかしながら、差押え自体が目的ではありませんでして、差押えの前に任意で納付されることが一番望ましいわけをございますので、その点も勘案しながら事案の状況によりましてケース・バイ・ケースで、相手方への事前の通知をするときもありますし、過去の折衝経過から考えまして、それが不要という判断をし、事前予告なしで差押えを執行する場合もございます。以上です。

○議長（植田喜裕君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 ちなみに、その差押通知書というのは、どれくらい発行されているのか、数字は出ませんか。

○議長（植田喜裕君） 山田業務課長。

○事務局業務課長（山田義信君） 数字としては統計をとっておりません。以上です。

○議長（植田喜裕君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 次に、不動産の差押えですが、24年12月末で508件とあります。そのうち、実際そこに住んでいる住居の差押えというのは何件ぐらいなのか、数字を示してください。

○議長（植田喜裕君） 山田業務課長。

○事務局業務課長（山田義信君） 統計としてはとっておりません。以上です。

○議長（植田喜裕君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 不動産の差押えの中で、自宅まで差し押えるのはどうなのかという疑問を私は以前から持っております。生活保護でも持ち家は認められておりますし、衣食住というぐらいですから、基本的人権の大事な要素ではないかと。最低限度の生活の土台をなすものだと思いますので、その住居を立ち退かせるというのは、私は基本的人権を侵害するおそれがあるのではないかというふうにも思うんですけども、前議会の質問のときにも滞納整理の基準をちょっと紹介をして、自宅の差押えというのはよっぽどのときだろうと思うんです。件数はわからないということですけども、508件のうち大体のところでもわかりませんか。こんなことが何百件もあるんですか。

○議長（植田喜裕君） 山田業務課長。

○事務局業務課長（山田義信君） 先ほどお答え申し上げましたとおり、統計として数字はとっておりません。以上です。

○議長（植田喜裕君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 自宅の差押えは極力しないように、禁止をしてほしいなと思うぐらいなんですけど、そのことを求めておきたいと思います。

関連しまして、差し押えた不動産の公売の実績についてなんですけれども、90件の公売公告件数に対しまして、買受代金額8,216万3,000円という報告がされています。これは、1件当たり単純に計算をして平均を出せるのか、大体平均はどのくらいの金額なのか、これを割り戻したらそれでいいんですか。どうですか。

○議長（植田喜裕君） 山田業務課長。

○事務局業務課長（山田義信君） この公売公告90件につきましては、公売の公告をした件数でございまして、実際にこのうち何件かが売れまして、その売上の代金が8,216万3,000円ということでございますので、別途公売が成立した件数については、今手元に数値を持っておりませんので、これの単純な割り戻しではないとご理解ください。以上です。

○議長（植田喜裕君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 滞納整理の中で、幾つも不動産を持っている人は現にいるわけですよ。それで、滞納処分の際にその不動産の処分を求めると。ただ、差押えをされていて公売対象になり、公売になるとどうしても安くなってしまふ。それで、税金を納めたいという意思もあるし、差押えを外してもらおうと一般的な不動産の売買で処分できて比較的高く売れる可能性がある、そうするほうが税金はきちっと滞納額全額を払えるという場合もあると思うんですけども、そんな弾力的なやり方が可能なかどうか、ちょっと一遍聞いておきたいと思っているんですけど、どうですか。

○議長（植田喜裕君） 山田業務課長。

○事務局業務課長（山田義信君） 公売に至るものというのは、今、ご質問いただいたようなケースであって、しかもそれがもう実現できないと見極めたものがほとんどというふうに理解をいたしております。もしそういうケースがございましたらば、それは先ほど答弁いたしました地方税法第15条の換価の猶予という制度がございまして、すぐに換価をするよりも

有利な状況が確実に見込めるのであれば、そういう制度を用いまして、そういう場合用の解決を図っていくところでございます。以上です。

○議長（植田喜裕君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 わかりました。最後に、改めて滞納整理に当たっては、やはり勝手にやられたという怒りが納税者自身の中に広がるようなやり方は極力ないように、住民の理解と納得を得られるような努力の中で進めていく。税務行政は公平・公正でなければなりません、今、生活する中で、本当に払いたくても払えない、こういう現実が現にあるわけですから、その現実が滞納処分の停止であったり、納税猶予であったりするわけで、そういう事情をしっかりと踏まえた形の徴収業務でなければならないと思いますので、改めてそのことを求めまして、質問を終わります。

○議長（植田喜裕君） 岩瀬事務局長。

〔事務局長岩瀬充君登壇〕

○岩瀬事務局長 ただいま加味根議員から、自宅の差押えをやめるようにというお話を要望いただいたわけでございますけれども、業務課長からお答えいたしました執行停止要件とかとはまた別のところで、これは差押えしてはだめですよというものが別途差押禁止財産という形で列挙されております。その中に、自宅は含まれておりませんので、滞納整理をしていく上で、自宅は絶対に差押えをしてはいけないという規定はございませんので、そのことはご理解いただきたいと思っております。

ただ、いろいろ財産がおありの場合に、その中でも自宅を集中して差し押さえるといったようなことはもちろん私どもはいたしておりませんし、これは毎議会申し上げておりますけれども、滞納事案には、個別の事情がいろいろたくさんございますので、その中でどういった財産を選択して差押えをするかということにつきましては、やっぱり滞納者の方々の生活も考慮する必要がもちろんありますので、どういった滞納整理が、滞納者の生活も維持できて、また徴収のほうも速やかにできるのかということを総合的に勘案しまして進めておるところでございます。

その際に、滞納者の理解がなければできないというものではないわけございまして、一定の法的な要件、督促状を発付して一定の期日が過ぎて、といったことをクリアしてありましたら、基本的には滞納整理、差押えができるということになりますので、そうしたきちっとした徴収を進めていけるようにしていきたいと思っております。以上です。

○議長（植田喜裕君） 次に、宮本繁夫君に発言を許可いたします。宮本繁夫君。

〔宮本繁夫君登壇〕

○宮本繁夫君 宇治市議会選出の共産党の宮本でございます。

課税業務の共同化についてお尋ねをいたしますが、先ほども本件につきましてのご質問がありましたので、極力重複は避けるようにしていきたいと思っております。

本年度から法人関係税の共同化が始まりました。去年の8月の定例会でも課税業務の共同化について質問させていただきましたが、機構では課税事務の共同化について、個人関係税、資産関係税、自動車関係税について共同処理の概要案、事務局案を示して、構成団体に意見

を聞いているところだ、というご答弁でありました。今後は構成団体からの意見も踏まえて課題整理をし、共同化を進めていく場合については、構成団体の合意を得るように努めていきたい、こういうご答弁もあったわけですが、その後、構成団体との協議等が行われたかと思うんですが、構成団体との合意という点では今どういう状況にあるのでしょうか。まず最初にお伺いをいたします。

○議長（植田喜裕君） 中山広域連合長。

〔広域連合長中山泰君登壇〕

○広域連合長（中山泰君） ご質問ありがとうございます。課税事務の共同化ということでございまして、今、議員からお話がありましたように、我々機構と構成団体との役割分担についての案を提示して、そして機構と構成団体それぞれ参加したワーキンググループで検討を進めているというところでございます。それで、個人関係税、資産関係税、自動車関係税ということでございますけれども、おおむねこの案に沿った議論を進めていただいているという状況でございます。

○議長（植田喜裕君） 宮本繁夫君。

○宮本繁夫君 連合長のほうから、機構の案に沿った内容で議論をいただいているという認識とのことであったわけですが、先ほどの質疑の中でも連合長のほうから、個人関係税だとか、資産関係税等についてはそれぞれ構成団体である市町村の基幹税、こういうご表現をされていまして。また、その共同化を進めていくに当たっては非常に課題もあるんだという認識の答弁もされていたわけですが、その課題という点で、どういう課題が今あるのか、どういう認識をされているのかお尋ねいたします。

○議長（植田喜裕君） 中山広域連合長。

○広域連合長（中山泰君） 具体的な課題ということでございますけれども、複雑多岐にわたっています事務をどう共同化していくのかということですので、これはいろんな課題があるんですね。例えば共同化後の執行体制の規模の問題とかもそうですし、段階的にやっていく進め方があるのかどうかとか、そして肝心なことは費用対効果ですね。やっぱり効果を上げていきたいということでやるわけで、当然効果が上がるという見込みの中でやっているわけですが、詳細に設計をしていく必要がある。特に税の電算システムが今構成団体間でばらばらですので、このばらばらな状況をどう理解しながら共同の形での電算システムの導入ができるのか。そこで、開始の時期ですとか、多分段階的な導入の仕方のありようについても含んだ議論がされていると思っておりますし、いろんな課題について各税目の関係ごとに分けながら、税の性質も違いますし、もちろん事務処理の仕方も違いますので、それぞれ個別の課題について、おおむね言いますとそんなことで進めていただいております。補足があればちょっとお願いします。

○議長（植田喜裕君） 岩瀬事務局長。

〔事務局長岩瀬充君登壇〕

○事務局長（岩瀬充君） 現在の検討状況でございますけれども、意思決定を構成団体のほうでやっていただく。そして、事務処理については課税資料収集のところから機構のほうで一括して処理するという案を、個人住民税、資産関係税、それから自動車関係税の各税目毎

に構成団体のほうでしていただく意思決定というのはこういうものですねという全容を、去年の夏ぐらいに示しております。今現在の法人関係税もそのような形になっております。

一方、事務処理のほうはこんなふうな事務処理が各税目毎にありますねというものを構成団体のほうの守備範囲、それから機構のほうの守備範囲で提出して議論してもらっておりまして、秋に中間まとめの御報告をさせていただきましたように、このすみ分けの点につきましては、大体おおむね機構から提案させてもらった案で議論が進んでいるところでございます。

ただ、連合長から申しあげましたように、実際の事務処理を進めていこうと思いましたら、現在すべてばらばらになっている各市町村さんのほうでお使いになっている電算システム、これを共同処理が可能なシステムに置きかえていく必要がございますので、それをどんなふう置きかえていくのかということが大きな課題となります。

環境的にはそういったシステムの課題が大きゅうございますけれども、事務处理的なものとしては、要は機構で事務処理を全部やるというふうに申し上げておりますけれども、それは一体どこで、誰が、どんなふうやっていくのかということ、あと、もう一步踏み込んだ具体的な事務処理の方法でありますとか、その辺をさらに検討していく必要があると思っております。以上です。

○議長（植田喜裕君） 宮本繁夫君。

○宮本繁夫君 連合長、事務局長からご答弁をいただいたんですが、たしかに、システムが違うということ、それからシステムを一本化することによる費用対効果の問題もいろいろ議論があるでしょうし、それはそれとして検討課題だと思うんですけども、連合長は市長さんで、まさに課税権を持っている方でもありますから、そういう点での課題もまた認識をされていると思うんですね。

今事務局長からありました課税事務の流れの中で、課税権は構成団体にあり、その首長さんが課税するわけで、その準備段階の事務処理についてを機構でやっていこうというお話をこの間ずっとされているんですが、私はそれでいいのかなという思いが少しあるわけですね。

この間、私も本会議で税法上の権限の問題などについてはある程度ご質問させていただきましたし、そのことについてはもう今回は触れませんが、機構では、税額を決めるという意思決定を除く準備行為をするんだと。その事務作業をどうするのかということには、それはそれで先ほど事務局長が答弁されたような課題がある。それは今後の整理だと思うんですけども、そういう事務の流れが一体どうなのかという点を少し私は心配するわけです。

例えば、今行政には、やっぱり住民・納税者の皆さんに対する説明責任の問題というのが一番問われ、求められているわけですね。納税者の皆さんの理解と納得、連合長の言葉を借りれば理解と信頼という話がありましたけれども、機構側で調査や評価とかの準備行為を全部したあと、構成団体の側だけで意思決定をするんだということになった場合に、事務処理をしていない構成団体の側で納税者の皆さんにきちっと説明することが可能なのかなという気もちょっとするわけですね。

それと同時に、費用対効果の問題がありますから、職員も多分機構側に移っていくと思うんですが、そういう専門的なスキルが機構に全部移っていった場合、構成団体での行政の力

量といますか、そういうことが担保されるのかなという懸念もあるわけですが、その点について連合長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（植田喜裕君） 中山広域連合長。

○広域連合長（中山泰君） おっしゃった中にありましたように、一番大切にせんといかんのは、やっぱり納税者の皆さんの理解、それから信頼だと思っておりまして、我々の活動を通じてより一層の信頼を得て、どんどん納税の促進につなげ、我々のほうへの引継額が少なくなっていく、各構成団体の納期内の中におさまるといふ機運が高まっていけば一番いいわけで、そういったことも我々機構の目的の中に入っていると思っています。

いずれにしても納税者の信頼と理解が一番大切だと、これは大きな、もちろん理念にも直結する話ですので、一定の成案を得た段階で十分に説明をし、理解を求めて、また我々が気づかないところでの落とし穴があるかもしれませんので、それはご意見をいただきながら、そして皆さんに納得していただく一番いいんじゃないかという形で体制を組んでいきたいなと思っています。

まだ、今は全くの検討段階でそういう状態ではありませんが、いずれそういう段階が来ると思っていますし、それは例えば場所一つをとっても、どこでするねんと。今徴収しているところなのか、あるいはそれぞれの役所を間借りする形でやるのかということだと思っていますし、一番利便がいいのはどこかというのが一番効果が上がる形だとも思いますので、そういう視点を大切にしながら検討を進めてまいりたいと思っています。

○議長（植田喜裕君） 宮本繁夫君。

○宮本繁夫君 検討段階の話ですから、具体的にどうだということでは議論がしにくいわけですが、私はやっぱりそういう懸念の問題を十分に協議をしておかなければ、スタートした後、ここが落とし穴であったというようなことではだめだと思うんですね。

例えば、私どもの宇治市のところでも個人市民税の申告などは庁舎でできませんから、別の建物を借りてやっているわけですし、5,000人ぐらいこられるという話なんですけど、この間での議論ですが、仮にこれが準備行為だということでは機構に移ったとすれば、そこでやっていかなあかん。そうしたら、山城中部なんかはずいぶんと広域ですし、どこでするんだという話になります。

さらに、仮に申告受付は構成団体のほうでもやってもらいますということになり、それで効率的な人員配置ということで、職員が機構に移っていけば、いったい誰が申告受付できるんだとか、課題がいろいろあるわけですが、それはよくワーキンググループの中で議論をしていただきたいと思います。

次に、今のお話にもありましたが、そうした課税業務共同化の問題の中でも、とりわけ個人関係税とか資産関係税等につきましては、住民・納税者の方々にさまざまな影響が出てくるわけですし、単なる行政の側の事務の効率化だけの話というわけにはいかないわけですね。機構に移る場合の準備作業だとか利便性だとかそんな話もあるわけですから、そういう仕組みがどう変わるのかということにつきましては、そういう意味から多くの住民の皆さんが関心を持っておられるわけです。

今の段階ではワーキンググループの中での議論だということですが、結果こうなり

ましたということでスタートするんじゃないくて、やっぱりこの間の議論を住民・納税者の方々にもさまざまな課題をオープンにしながらやっていく、これは私、後期高齢者医療広域連合議員をさせていただいたことがあったんですけども、そこではいろいろそういうシステムについては検討委員会をつくって、そこで議論をいろいろして、周囲の方もそういう議論を知る機会があったわけです。

私は検討課題についても住民にオープンにしていくべきではないか、けれども、府全域でやる話ですから、会議をオープンにされたって全部の皆さんが傍聴するわけにもいきませんから、そういう議論の経過などを機構のホームページにアップなどして、可能な限り議論の経過をオープンに、そしてまた住民の皆さんの意見も反映できるような、そういうことをやるべきではないかなと思うんですけども、そういう点についてのお考えをお聞きます。

○議長（植田喜裕君） 中山広域連合長。

○広域連合長（中山泰君） 詳細にお答えできるところは事務局のほうから補足をしますけれども、大きな考え方としましては、この機構をつくったときの最終的な着地点というのは、意思決定のところ以外は基本的に全部やっていこうということです。府と京都市を除く25市町村の税務職員は1,000人近くいるんじゃないかと思いますが、そのほとんどが機構の職員になるような形も念頭に置かんといかんとしたときに、これはおっしゃいますように、すごく大きなことなんです。

今後、課税のところをやるわけで、今は、個人、資産、自動車3税って言うておりますけれども、3税だけ分離してできるのかという問題もあるわけですし、基幹的なところをほとんどとっちゃっていますので、ほかのところだけで独立してやる意味があるのかということもあります。最終的には本当に大きな組織になるということからしても、途中の段階で、1段階目、2段階目とオープンにして、そして住民の皆さんから意見を聞いてということで、それは当然、決めたからこれでどうぞというのは考えられないですね。

また、これはあくまでブレインストーミングで、何の根拠もない議論ですが、今電算システムを現に同じにしている自治体間だけでまず段階的にやっていくとかいうことも、場合によっては例えばの話としてあると思ってますので、いろんなバリエーションを考えながら、住民の皆さんに意見を聞いて、そして少しずつ進めていくということが現実的かなと思っております。

いずれにしても大変重要な事務をしているという自覚と、そして、住民・納税者第一、さらには、納税者利便の向上が納税道義の向上につながって、我々の基本の目的を果たしていけるんだという基本的な考え方を絶えず大切に、新たにもしながらやっていかんといかんと思っています。

○議長（植田喜裕君） 宮本繁夫君。

○宮本繁夫君 最後に要望しておきたいんですが、課税事務共同化というのは、影響がかなり大きいということについては、これは連合長ともその認識は共有できていると思うんですけども、私は課税事務共同化が是か非かという点で少し疑問を持っていることも事実でございまして、そういう議論過程を府全域の納税者にオープンにする努力をしていただきたいと思っております。

また、私はこのことには関心がありますから、年2回しかない議会定例会で絶えず到達状況についてお伺いしておりますが、この議論は極めて専門的な内容もありますのでなかなか理解しにくい面もあるんですけれども、議会に協議の到達状況を可能な限り示していただき、我々からまた意見を言わせていただくということをやっていただきたいと思いますので、その点は要望しておきます。これで質問を終わります。

○議長（植田喜裕君） 以上で一般質問を終結いたします。

○議長（植田喜裕君） 次に、日程第9「第1号議案及び第2号議案」の2件を一括議題といたします。

これより議案2件に対する質疑に入りますが、通告がありませんので質疑を終結いたします。

○議長（植田喜裕君） 次に、討論に入ります。

通告がありますので、まず飯田薫君に発言を許可いたします。飯田薫君。

〔飯田薫君登壇〕

○飯田薫君 城陽市議会選出の飯田です。第1号議案平成25年度京都地方税機構一般会計予算について反対の討論を行います。

平成22年の4月から徴収業務が開始されましたが、それまで各市町村では、納税困難な方には分納や福祉部門との連携など、納税者の生活実態に即した立場で納税相談が行われてきました。

税機構に移管されると機械的な徴収業務が行われ、納税者の生活実態が生活保護基準並みの生活困窮者に本人に面談や事情を聴くこともなく、自宅差押えの通知が出されていることや、本人が入院中で対応できないにもかかわらず差押通知が出されていることが過去の質問でも明らかになりました。

一律に差押えを執行するのではなく、納税者の生活や事業への影響を考慮する姿勢が不十分です。地方税法では納税の猶予が定められており、滞納処分することによりその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、滞納処分を停止することができるとされています。地方税機構の滞納整理事務処理の運用指針でも具体的な手順が示されています。これも逸脱した滞納処分が行われており、こうした滞納整理は改めるべきであります。

課税事務の共同化についてですが、24年度は法人課税事務、25年度は軽自動車税の共同化が行われ、固定資産税の課税事務も進めようとしています。課税事務の共同化は市町村の課税権を蹂躪するおそれがあります。課税にかかわる調査は税機構で、賦課決定は市町村で行うと説明していますが、調査、賦課決定は一体のものであります。

納税者に丁寧な説明を行うためにも一貫した業務が必要です。課税事務を市町村からとりあげることは、市町村の税務行政に関するスキルの後退にもつながり、課税事務の共同化はやめるべきです。以上の理由から本議案に反対します。

○議長（植田喜裕君） 次に、森田喜久君に発言を許可いたします。森田喜久君。

〔森田喜久君登壇〕

○森田喜久君 精華町議会選出の森田喜久でございます。第1号議案、第2号議案の両議案に賛成の立場で討論をいたします。

この地方税機構は、歴代の広域連合長が、力を合わせて一体となって、と表現されておりますとおり、全ての構成団体の議会の決議を経て設立され、また、この機構議会において、広域計画を議決し、税業務を共同して行うことにより納税者の利便性向上や業務の効率化を図り、公平・公正な税業務をより一層推進するという基本方針を掲げていることは周知のとおりでございます。

申し上げるまでもなく、地方税は自治体の収入の大部分を占め、自治体が安定かつ継続的に住民サービスを提供するために必要不可欠な自主財源であります。

昨今の厳しい財政状況の中においては、納税者に不公平感をもたれることなく、安定的に税収を確保する、という業務は、ますますその重要性が増しているところであり、このような地方自治の根幹にかかわる重要な課題に、26の自治体が共同して対応していこうとすることが税業務共同化の取組であります。

このようにして機構が設立されたわけでございますが、機構が持っている権限は、設立前に構成団体が持っていた権限と何ら変わるものではありません。従いまして、機構が納税者に対して新たに負担を求めることはなく、府と市町村が、職員と経費を機構に集約することにより、すなわち、府と市町村が協力して、これまで以上に効果的に、なおかつ、効率的に業務を行っていこうとするものであります。

一部に強制的な徴収や差押えなどが激増しているとの批判がありますが、機構の第一線の現場からは、滞納のある方の生活実態も聴きながら、同時に納期内に納付された納税者の声なき声も聴きながら、厳正に滞納整理を進めていると聴いており、公平・公正という観点から、この間の各事務所における地道な取組を評価するものであります。

また、課税事務においては、それぞれの自治体の課税権を尊重しながら、税務資料の収集や税額算定、調査等を共同して行うもので、今年度から開始された法人関係の事務については、申告書の一括受付による利便性の向上に加え、調査によって届出がされていない法人などに指導を行い、適正課税と税収確保が図られているものと聴き及んでいます。

このように、設立時の目的や広域計画に掲げる基本方針のとおり、機構において着実に業務が進められているところでありますが、第1号、第2号の両議案は、こうした業務運営に必要な人件費と事務経費等が計上された予算案であり、機構の業務を適切に運営していく上で必要不可欠なものであるとして賛成するものであります。

今後も中山広域連合長の下、構成団体と十分に連携をしつつ、業務を進めていかれますようお願い申し上げまして、討論を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（植田喜裕君） 以上で討論を終結いたします。

○議長（植田喜裕君） これより議案2件について採決に入ります。採決は1件ずつ、2回に分けて挙手により行います。

まず、第1号議案「平成25年度京都地方税機構一般会計予算」の採決を行います。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（植田喜裕君） 挙手多数であります。よって、第1号議案は原案どおり可決されました。

次に、第2号議案「平成24年度京都地方税機構一般会計補正予算（第1号）」の採決を行います。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（植田喜裕君） 挙手全員であります。よって、第2号議案は原案どおり可決されました。

○議長（植田喜裕君） お諮りいたします。

橋本宗之君ほか2名の諸君から、議第1号議案「京都地方税機構議会会議規則一部改正の件」が提出されましたので、この場合、日程を追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（植田喜裕君） ご異議なしと認め、直ちに議題といたします。案文は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（植田喜裕君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議第1号議案については、提出者の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（植田喜裕君） ご異議なしと認め、直ちに採決いたします。採決の方法は挙手によります。議第1号議案「京都地方税機構議会会議規則一部改正の件」を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（植田喜裕君） 挙手全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（植田喜裕君） 以上で今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これをもって、本日の会議を閉じ、平成25年2月京都地方税機構議会定例会を閉会をいたします。

午後3時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

京都地方税機構議会議長 植 田 喜 裕

会議録署名議員 宮 本 繁 夫

同 岡 田 久 雄